
はしがき

学校図書館は今日、「学校教育の中核」と位置付けられ、その有する「読書センター機能」、「学習センター機能」及び「情報センター機能」の活用による学校教育の活性化が期待されています。さらに、長年の課題として解決がのぞまれていた「学校司書の法制化」は、2014年の6月に学校図書館法の改正により、学校司書が法律上に位置付けられ、配置も各自治体の努力義務とされました。これにより、改正学校図書館法が施行される2015年4月から学校司書の配置が進むものと期待されています。学校図書館への期待は高まり、学校現場においてさまざまな工夫された実践が活発に行われ、さまざまな活用方法が推奨されています。

しかし、一方においては、読書活動以外での活用は、十分に行われていない学校も多くあります。いまだに、学校図書館に鍵をかけるため児童生徒が自由に利用できない、利用時間は昼休みのみ、蔵書の大部分は文学書、といったところも少なくありません。担当者が数年で次々と代わり、そのたびに運営方法が変わる学校図書館もあります。経営方針もないまま、学校図書館担当者の経験のみによる運営、前年の方法をそのまま継承する運営等もあります。また、特定の地域やその学校でしか通用しない方法で独善的に運営されてケースもあります。これでは、児童生徒にとって利用しやすい、行きたくなる学校図書館にはなりません。

このような状況下、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させるために学校図書館の在り方、経営及び運営について今一度見直すべきだという関心が教育現場において高まっています。改めて学校図書館のあるべき姿を見つめ直し、共通の理解を図り、人・予算・環境がそれぞれ異なる条件の中でも、学校教育を支えるために一定のレベルの機能を有する学校図書館を構築することは、学校図書館関係者の責務といえるでしょう。

そこで今回、学校図書館業務の初任者を中心に、学校図書館に携わる校長、教頭等の管理職、教諭へ向けて、学校図書館の経営・運営、活用方法に関する「総合的な知識」や「標準的な指針」をわかりやすく提供させていただき書籍出版を企画いたしました。学校図書館関係者の総力をもって学校図書館の「標準的な指針」を表しております。

執筆については、学校図書館をよく知る非常によくの方々にご協力をいただきました。大変ご多用の中、ご執筆いただきました皆様にこの場を借りて、厚く御礼申し上げます。

学校図書館への期待がますます高まる中、本書が学校図書館の今後を担うあらゆる立場の方々に広くご活用いただければ幸いです。

2015年6月

公益社団法人 全国学校図書館協議会
理事長 森田 盛行

刊行によせて

2014年6月、学校図書館法が改正されました。これにより、司書教諭に加え、学校司書が法律上に位置付けられたことは意義深いことです。また今日の教育現場の変化は学校図書館にも影響し、学校現場においてさまざまに工夫された実践が活発に行われています。学校図書館への期待は高まっております。本書の刊行が、学校図書館とそこにかかわる皆様のさらなる発展につながることを祈念いたしております。

前川 喜平（文部科学省 文部科学審議官）



司書教諭・学校司書に期待する

公益社団法人 全国学校図書館協議会は、1950年2月、「学校図書館が民主的な思考と、自主的な意思と、高度な文化とを創造するため教育活動において重要な役割と任務をもっている」(創立時の宣言)との思いで全国の有志教員によって結成されました。任意団体として活動してきた全国学校図書館協議会を発展的に改組し、その目的、事業を引き継いで1998年9月に社団法人全国学校図書館協議会が設立、2012年4月1日に公益社団法人に移行しました。学校図書館の充実発展と青少年読書の振興のためにさまざまな活動を行っています。

学校図書館は学校教育の中核と位置付けられ、有する読書センター機能・学習センター機能・情報センター機能を果たすためには学校司書、司書教諭におかれましては、その役務の理解と学校図書館それ自体への深い知識が欠かせません。ぜひ本書に網羅された内容を熟読の上、日々の活動に当たっていただきたいと思いをします。

公益社団法人 全国学校図書館協議会
会長 銭谷 真美

目次



はしがき	1
刊行によせて	2
司書教諭・学校司書に期待する	3

第1章 学校図書館の理念と学校教育

第1節 学校図書館の理念

① 学校図書館の理念	8
② 学校図書館憲章	10

第2節 学校図書館の歴史

① 戦前の学校図書館	12
② 戦後の学校図書館の歩み	14
③ 現在の学校図書館	16

第3節 学校図書館の機能

① 学校図書館の機能	18
② 読書センター機能	20
③ 学習センター機能	22
④ 情報センター機能	24

第2章 学校図書館の法令と教育行政

第1節 学校図書館と法令・行政

① 学校図書館と法令・行政	26
---------------	----

第2節 国際条約

① 子どもの権利に関する条約	28
② ユネスコ・国際図書館連盟	

共同学校図書館宣言	32
-----------	----

第3節 学校教育関係の法令

① 学校教育関係の法令	34
-------------	----

第4節 学校図書館法

① 概要	36
② 条文解説	38

第5節 読書の推進に関する法

① 読書の推進に関する法	42
--------------	----

第6節 著作権法

① 著作権法の構造(1)	44
② 著作権法の構造(2)	48
③ 個別の利用と著作権との関係(1)	52
④ 個別の利用と著作権との関係(2)	56

第7節 審議会等の答申

① 子どもの読書サポーターズ会議	60
② 人の、地域の、日本の未来を育てる 読書環境の実現のために	62
③ 学校図書館担当職員の役割及びその資質の 向上に関する調査研究協力者会議報告	64

第8節 教育行政

① 教育行政	68
--------	----

第9節 予算

① 経費	70
② 地方財政措置	72

第10節 学校図書館支援センター

- ① 機能・役割 74
- ② 事例 76

第11節 図書館ネットワーク

- ① 図書館ネットワーク 78

第3章 学校経営と学校図書館

第1節 学校経営と学校図書館

- ① 学校経営と学校図書館 80
- ② 学校教育目標と学校図書館 82

第2節 教育活動と学校図書館

- ① 生涯学習と学校図書館 84
- ② 学習指導要領と学校図書館 86
- ③ 教育課程の評価と学校図書館 88

第3節 組織

- ① 学校図書館に関わる校務分掌組織 90
- ② 校内協力体制の確立 92
- ③ 学校図書館経営委員会 96
- ④ メディア委員会 98

第4節 学級経営と学校図書館

- ① 学級経営と学校図書館 100

第4章 司書教諭と学校司書

第1節 学校図書館経営に携わる人

- ① 学校図書館経営に携わる人 102

第2節 司書教諭の役割

- ① 司書教諭の役割 104

第3節 学校司書の役割

- ① 学校司書の役割 106

第5章 学校図書館の運営

第1節 学校図書館の運営

- ① 運営 108
- ② 年間運営計画 110
- ③ 規程・基準 112
- ④ スタッフマニュアル 114
- ⑤ 情報ネットワーク 116
- ⑥ 防災管理 118

第2節 学校図書館の記録類

- ① 記録・調査・統計 120
- ② 会計管理 122
- ③ 文書管理 124

第3節 研究団体との連携・協力

- ① 研究団体との連携・協力 126

第4節 研修

- ① 司書教諭研修 128
- ② 学校司書研修 130
- ③ 校内研修 132

第6章 学校図書館メディア

第1節 学校図書館メディアの種類と特性

- ① 学校図書館メディアとは 134
- ② 逐次刊行物(新聞・雑誌) 136
- ③ 視聴覚資料 138

④ 電子メディア	140
⑤ 博物資料	142
⑥ 情報ファイル資料	144
⑦ その他の学校図書館メディア	146

第2節 学校図書館メディア組織化

① 組織化の基本	148
② 組織化のプロセス	150
③ 分類	152
④ 目録	154
⑤ 件名とキーワード	156

第3節 学校図書館における配架

① 配架と案内表示	158
-----------	-----

第4節 学校図書館メディアの更新

① 学校図書館メディアの更新	160
----------------	-----

第7章 学校図書館と指導・支援

第1節 「読書センター」機能の活用

① 読書活動の素晴らしさ	164
② 読書の意欲を広げるために	166
③ 読書の幅を広げるために	168
④ 読書相談と児童生徒への働きかけ	170

第2節 「学習センター」機能の活用

① 学校図書館を活用する学習指導の推進	172
② 各教科等での学校図書館活用	174
③ 探究的な学習を広めるために	176
④ 新聞の活用	178

第3節 「情報センター」機能の活用

① 学校図書館における情報活用能力の育成	180
② 情報倫理の指導	182
③ 著作権の指導	184

第4節 特別な支援を要する児童生徒への支援

① 読むことに困難のある児童生徒への支援	186
② 特別支援学校での学校図書館活用の推進	188
③ 外国人児童生徒への支援	190
④ 帰国児童生徒等への支援	192

第8章 学校図書館活動

第1節 資料・情報の提供

① 閲覧	194
② 館外貸出	196
③ リクエストと予約	198
④ 学級文庫	200

第2節 情報サービス

① レファレンスサービス	202
② ブックリスト・パスファインダーの活用	206

第3節 図書館行事

① 季節の行事	208
② 学校行事との連携	210
③ 連携して作る学校図書館行事	212

第4節 委員会活動

① 図書委員会の活動	214
------------	-----

第5節 展示・掲示

① 展示・掲示の工夫	216
------------	-----

第6節 広報

- ① 図書館だより(図書館報) …………… 218
- ② ホームページの活用…………… 220

第7節 教職員への支援活動

- ① 指導資料等の収集 …………… 222
- ② 探究型学習への支援 …………… 224

第8節 連携・協力・交流

- ① 公共図書館との連携 …………… 228
- ② 生涯学習施設・機関 …………… 230
- ③ 学校間の連携 …………… 232
- ④ ボランティアの活動 …………… 234

第9章 施設・設備**第1節 環境デザイン**

- ① 環境デザイン …………… 236

第2節 整備計画の立案

- ① 整備計画の立案 …………… 238

第3節 施設

- ① 施設 …………… 240

第4節 アメニティ

- ① アメニティ…………… 244

資料1 …………… 246

資料2 …………… 248

索引 …………… 249

執筆者一覧 …………… 254

(凡例)

- ・ 各ページ下欄の脚注 1) 2)……は、本文の内容を補足する。
- ・ 参考文献 は、各項目の理解を深めるため適宜参照してほしい。

第1章 学校図書館の理念と学校教育

第2章 学校図書館の法令と教育行政

第3章 学校経営と学校図書館

第4章 司書教諭と学校司書

第5章 学校図書館の運営

第6章 学校図書館メディア

第7章 学校図書館と指導・支援

第8章 学校図書館活動

第9章 施設・設備

1 学校図書館の理念



学校図書館の理念とは、学校図書館が、その資源(人、学校図書館メディア、施設・設備)と機能を通じて、児童生徒の個性や自主的、創造的精神を育て、学校教育の目的を支援することである。そのため学校図書館は、自校の置かれている諸状況を的確に把握し、職員(司書教諭や学校司書など)の専門性を基礎に、相互に協働関係を構築しつつその任務にあたることが大切である。

1 学校教育を支える学校図書館

【1】 基本的、基礎的な考えとしての「理念」

学校図書館法は、学校図書館の基本的性格を規定している。「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」(第1条)との規定がそれである。そうした「不可欠性」にかんがみ、同法は「学校教育を充実する」ことを目的に制定されている。その学校図書館は、学校図書館メディアを収集・整理・保存し、それらを児童生徒、教職員に提供することを通じて、学校教育を支えるという任務を有している。

その理念とは、「物事のあるべき状態についての基本的な考え」(『大辞林 第3版』三省堂)、「事業・計画などの根底にある根本的な考え方」(『広辞苑 第6版』岩波書店)である。しかし、何を基本、根本と捉えるかにより理念の内実とは異なる。理念を学校図書館の「使命」と捉えれば、学校図書館が担うべき基本的任務と重なる。しかし理念に、学校図書館の利用を通じて育成される「態度や資質」(児童生徒像)という教育的観点を含めると、それは教育的意義

と重なる。そして、この両者(使命、児童生徒像)は密接に関連している。

『学校図書館』は、全国SLA創立40周年記念号(482号、1990年)に、「学校図書館の理念はどう変わったのか」という論考を掲載している。その中に、「これが、学校図書館の出発のときの理念¹⁾であるとの一文がある。戦後の学校図書館に大きな影響を与えた『学校図書館の手引』(文部省、1948年)で述べられた学校図書館の意義と役割を紹介した部分の一節である。その『手引』には、学校図書館が果たすべき役割(使命)が詳細に論ぜられると同時に、その役割の発揮を通じて育成すべき態度や資質も合わせて提起されている。自立的・個性的、さらには自ら考え批判的精神に満ちた児童生徒像である。

このような児童生徒像は、戦後教育の方向性を示した『新教育指針』(文部省、1946年)が目指した方向性でもある。指針には、「生徒が自ら考え自ら判断し、自由な意思をもって自ら真実と信ずる道をすすむようにしつけることが大切である」と記されている。そのためには、国定教科書に体现された画一的教授観(学習観)の転換が必要であり、

1) 佐野友彦「学校図書館の理念はどう変わったか(その2)」『学校図書館』第482号、全国学校図書館協議会(1990)p.13

2) 松尾彌太郎「学校図書館運動の推移」『学校図書館法による学校図書館の設備と運営』小学館(1953)p.30

その転換を支えるのに「欠くことのできない」、あるいは「新しい教育理念遂行に欠くべからざる設備(略)、新教育の生命線」²⁾としての教育環境が学校図書館であった。

【2】理念の具体化としての2つの目的規定

このような使命と児童生徒像は、学校図書館法(第2条)における2つの目的規定(「教育課程の展開に寄与する」「児童生徒の健全な教養を育成する」)において、現在も継承されている。

「教育課程の展開に寄与」とは、日々の教育的営為(教科、特別活動など)が効果的に実践されるための学校図書館活動の総体のことをいう。学校図書館が、児童生徒の学習活動を支え、教職員の教育活動を支援するのである。こうした支援には、児童生徒が学校図書館メディアの利用を通じて、自らの学びを一層拡大・深化させ、さらには入手した情報を分析・加工し、自らを学びの主体に転換するという自立的・自主的な児童生徒像が内包されている。

「健全な教養を育成」との規定には、児童生徒が、読書を通じて、世界と自分を知り、他者を理解し、創造(想像)し、情緒や感性を豊かにし、論理的に物事を考えることによる成長・発達のプロセスが内在化されている。学校図書館は、そのプロセスで学校図書館メディアとサービスを通じて児童生徒を支援するのである。

すなわち、学校図書館は、その資源(人、学校図書館メディア、施設・設備)と機能を通じて、児童生徒がそうした「力」(資質や態度)を培うことができるように支援をするのである。それは、学校図書館が、児童生徒の「学び」と「読書」の保障を通じて、「人格の完成」を目指すという、教育基本法の目的を実現することにもつながる支援である。

2 理念を基にした学校図書館運営

そのために学校図書館は、次のようなことを原則として、その運営に当たることが求められている。

- ①学校図書館は、学校における情報や知識の拠点として、児童生徒の個性の発達と自主的、創造的精神の涵養に資することにより、学校教育の充実・発展に寄与する。
- ②学校図書館は、学校図書館メディアとサービスの提供を通じて、児童生徒の学ぶ権利や知る権利を保障するとともに、教職員の教育活動を支援する。
- ③学校図書館は、自校の教育課程と自校が置かれている諸状況を的確に把握しつつ、自主的・主体的な立場で学校図書館メディアを収集、整理し提供する。さらに、他の図書館や関係機関との相互関係の構築を通じた図書館サービスを行う。
- ④学校図書館は、その機能の発揮を通じて、教授・学習方法の転換を促進し、教育改革の重要な一端を担う。
- ⑤学校図書館は、その任務を十分に果たすことができるような学校図書館メディア、施設・設備、職員を整備する。
- ⑥学校図書館は、職員の専門性を基礎に、学校の組織の一部として、相互に協働関係を構築しながらその任務を行う。

学校図書館にかかわるすべての人が、学校図書館の理念を共有することは、学校図書館がより発展した教育支援を行うために大切なことである。それぞれの学校図書館が、自らが置かれた教育的、社会的役割を下に、理念を基本に学校図書館の実践に取り組むことが求められている。

(渡邊 重夫 元 藤女子大学 教授)

執筆者一覧(掲載順)

- 渡邊 重夫 元 藤女子大学 教授
二村 健 明星大学 教授
大久保 雅人 北海道教育大学 非常勤講師
坪田 知広 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 課長
中安 史明 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 課長補佐
森田 盛行 全国学校図書館協議会 理事長
木下 さとみ 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 企画係
南 亮一 国立国会図書館関西館 文献提供課長
河内 祥子 福岡教育大学 准教授
槇川 亨 安来市立第二中学校 校長
藤田 利江 大和市教育委員会 学校図書館スーパーバイザー
富永 香羊子 市川市教育委員会 指導主事
山田 美幸 熊本学園大学 講師
天野 英幸 荒川区立汐入小学校 校長
磯部 延之 全国学校図書館協議会 調査部長
平久江 祐司 筑波大学 教授
小林 功 全国学校図書館協議会 参事
稲垣 達也 江戸川区教育委員会 指導室長
深井 薫 明星大学 特任准教授
佐藤 敬子 北海道学校図書館協会 研究担当理事
村山 正子 相模原市立鶴野森中学校 司書教諭
野口 久美子 大妻女子大学 非常勤講師
勝山 万里子 茨城県立水戸第二高等学校 学校司書

佐久間 朋子 奈良教育大学附属中学校 学校司書
海野 早苗 茨城県立水戸第一高等学校 学校司書
竹村 和子 全国学校図書館協議会 研究部長
林 良子 松江市学校図書館支援センター 教育指導講師
深山 喜美子 横浜市教育委員会 学校図書館指導スタッフ
神澤 登美子 荒川区教育委員会 学校図書館スーパーバイザー
望月 道浩 琉球大学 准教授
小山 守恵 秋草学園短期大学 非常勤講師
真座 孝乃 沖縄県八重瀬町立具志頭小学校 学校司書
福田 孝子 三郷市教育委員会 読書活動支援員
小川 三和子 全国学校図書館協議会 参事
稲井 達也 日本女子体育大学 教授
野口 武悟 専修大学 教授
斎藤 純 川崎市立南加瀬中学校 教諭
米澤 久美子 東京都立府中東高等学校 学校司書
千 錫烈 関東学院大学 准教授
片山 ふみ 聖徳大学 講師
小日向 輝代 越谷市立東中学校 司書教諭
山田 万紀恵 全国学校図書館協議会 参事
千葉 尊子 横浜市立菅田小学校 司書教諭
熊倉 峰広 中野区立中野中学校 教諭
小林 達也 西尾市立寺津小学校 司書教諭
堀部 尚久 横浜市立並木中央小学校 校長

監修：公益社団法人
全国学校図書館協議会

〔 編 集 委 員 〕

理事長
森田 盛行（もりた もりゆき）

研究部長
竹村 和子（たけむら かずこ）

調査部長
磯部 延之（いそべ のぶゆき）

参事
小川 三和子（おがわ みわこ）

参事
小林 功（こばやし こう）

司書教諭・学校司書のための

学校図書館必携

理論と実践

2015年8月20日 初版第1刷発行

監 修 公益社団法人 全国学校図書館協議会
発 行 者 佐藤裕介
編 集 人 三坂 輝 岩岡潤司
発 行 所 株式会社 悠光堂
〒104-0045 東京都中央区築地6-4-5
シティスクエア築地1103
電話 03-6264-0523 FAX 03-6264-0524
<http://youkoodoo.co.jp/>

デザイン 株式会社 ステップ
撮影協力 新宿区 花園小学校
印刷・製本 中和印刷株式会社

ISBN978-906873-50-0 C3000

©School Library Association, 2015 Printed in Japan

無断複製複写を禁じます。定価はカバーに表示してあります。

乱丁本・落丁本はお取替えいたします。